

必ずしなければならないこと

狂犬病予防法

狂犬病の発生と、まん延を予防及び防止し、公衆衛生の向上と公共の福祉の増進をはかることを目的とした法律です。違反すると狂犬病予防法により20万円以下の罰金が課せられることがあります。

狂犬病予防法 第4条

犬を飼い始めたら必ず登録すること!

犬の登録が義務付けられています

犬を飼い始めたら、30日以内に、必ず登録をしましょう。

※生後90日以内の犬は、生後90日を経過した日から30日以内



狂犬病予防法 第5条

年1回の狂犬病予防注射は必ず受けること!

狂犬病の予防注射が義務付けられています

がマンダワン!



狂犬病は、唾液などの体液を介して人間を含むほとんどの哺乳類に感染し、発症すれば100%死亡する恐ろしい病気です。現在も、アジア・アメリカ・ヨーロッパ地域をはじめ世界各国で発生、年間5万5千人が亡くなっていると報告されています。現在は発生のない我が国においても、最も警戒すべき感染症の1つとされています。

外国船や航空貨物などにより海外から不法に持ち込まれる犬(不法上陸犬)を含む動物の存在など、常に国内発生への脅威にさらされている状態です!

※獣医師により狂犬病予防注射の接種を控えた方が良く判断された場合は、柏市動物愛護ふれあいセンターに御連絡ください。

狂犬病予防法 第4条 第5条

身元の表示

「鑑札」と「狂犬病予防注射済票」を首輪などに付けることが義務付けられています

犬が迷子になってしまったとき、鑑札や狂犬病予防注射済票の番号で飼い主の方を特定することができます。



マイクロチップを入れていますか?



マイクロチップは、直径約2mm 長さ8~12mmの小さな電子標識器具です

○マイクロチップを入れると...

迷子や地震などの災害、盗難や事故などによって、飼い主と離ればなれになっても、マイクロチップの番号をリーダーで読み取り、データベースに登録された情報と照合することで、飼い主のもとに戻ってくる可能性が高くなります。

※リーダーは、全国の動物愛護センターや保健所、動物病院などに配備されています。

○データ登録を忘れずに

マイクロチップを装着したら、指定された登録機関へのデータ登録が必要になります。必ず登録しましょう!!

犬の逸走には要注意!!



柏市動物愛護ふれあいセンターには、市内で逃げた犬がたくさん保護されてきます。

逃げてしまった犬は、

- ①交通事故にあっってしまった
- ②交通事故の原因になってしまった
- ③人を咬んでしまうなど、重大な事故の元になってしまう可能性があります。

犬は絶対に逃げないように注意し、万が一逃げた場合には直ちに、柏市動物愛護ふれあいセンターや管轄の警察署に必ず届出ましょう。

犬が逃げる原因 TOP6

- ① 綱や鎖が劣化して切れてしまった!
- ② 首輪が緩くて抜けてしまった!
- ③ 扉を閉め忘れてしまった!
- ④ 突然の来客で玄関から飛び出してしまった!
- ⑤ 雷や花火で驚いて飛び出してしまった!
- ⑥ 発情期

必ず守らなければならないこと

柏市動物の愛護及び管理に関する条例

動物の愛護と管理に関して必要なことを定めることで、市民の動物愛護精神を高め、動物による人の生命、身体、財産に対する侵害を防止し、人と動物の共生の実現を目的とした条例です。違反すると柏市動物の愛護及び管理に関する条例により、その内容によって10万円から30万円以下の罰金が課せられることがあります。

柏市動物の愛護及び管理に関する条例 第8条

犬の放し飼いは禁止!

リード(引き綱)を付けない散歩は禁止!!

〈第1号〉

「うちの子はいい子だから…」 「うちの子はよくしつけられていて遠くには行かずに必ず帰ってくるから…」と、誇らしい気持ちでリード(引き綱)をはずしている飼い主の方はいませんか?



柏市動物の愛護及び管理に関する条例 第8条

ふんの放置は禁止

「誰も見ていないから…」 「面倒くさいから…」と、飼い犬がしたふんをそのままにいませんか?

〈第3.4号〉

皆さんが立ち去った後、ふんを片付けている方がいます。踏みつけてしまつてとても嫌な思いをしている方がいます。散歩にでる時はかならず、ふんを持ち帰るための道具をもち、片付けてください。



柏市動物の愛護及び管理に関する条例 第14条

飼い犬が人をかんでしまったら届出を!

1. 被害者に適切な応急処置をとり、新たな事故の発生を防止する措置をとること。
2. 柏市動物愛護ふれあいセンターへの事故の届出
3. 狂犬病の有無を確認するための獣医師による検診を受けることが義務付けられています。



ペットの災害対策

日頃からの備えが実は一番大切

- ペットの十分なしつけと健康管理
しつけのされていない犬は避難所で快く受け入れてもらえないことがあります。
- ペット用の避難用品や備蓄品の準備
支援助資が届き始めるのは1週間後からと言われています。1週間分の備蓄を用意すると良いでしょう。

災害が発生してしまったら

飼い主の安全が無ければペットは守れません。一番大切なのは「人」の命であることを忘れずに~

1 ペットとともに避難する(同行避難)

※安全な状態であれば避難所に行かずに自宅にとどまるという選択肢もあります。

2 避難中のペットの飼育場所の確保

- ① 避難所での飼育
- ② 自宅での飼育
- ③ 車の中での飼育
- ④ 知人や施設に預けて飼育

避難所ではペットと別の場所で生活し、世話は飼い主自らが行うのが原則です。避難所には様々な方が避難してきます。いつも以上に周囲に配慮するようにしましょう。

高齢ペットと暮らすシルバー世代

困った時の備えは元気な時に

人間と同じく、ペットも高齢になれば介護が必要になる場合もあります。

シルバー世代はどうしても体調を崩しやすく、自身に万が一のことがあった際、散歩に行くことができなくなったり、預け先が無いなど、ペットとの生活に支障をきたす可能性があります。

○ペットホテルやペットシッター、老犬老猫ホームなどを事前に探しておきましょう!

○預け先や譲渡先に迷惑がからないよう、基本的なしつけをしておきましょう!



ボクのために
必ず、してください!



飼い主の皆様が行う 必要がある手続きについて

	必要な書類 ※HPからの事前ダウンロードも可能	必要なもの
犬をはじめて飼ったとき	犬の登録申請書の提出 → 「犬鑑札」が交付されます	現金 3,000円
犬に狂犬病予防注射を 接種したとき	犬の注射済票交付 申請書の提出 → 年度毎に「狂犬病予防注射済票」が 交付されます	① 現金 550円 ② 動物病院から交付される 狂犬病予防注射済証明書
犬が死んでしまったとき	犬の死亡届の提出	
犬の所在地が変わったとき		
市内での転居	犬の登録事項変更届書の提出	
市外からの転居	犬の登録事項変更届出書(交換交付)の提出	「鑑札」など犬の 登録が確認できるもの
市外への転出	転出先の市町村に手続き方法をお問合わせください	
登録済みの犬の新しい飼い主になったとき		
現在の登録が柏市での登録の場合	犬の登録事項変更届出書の提出	
現在の登録が柏市外での登録の場合	犬の登録事項変更届出書(交換交付)の提出	「鑑札」など犬の 登録が確認できるもの
鑑札や注射票を紛失してしまったとき		
鑑札	犬の鑑札再交付申請書の提出	現金 1,600円
注射済票	犬の注射済票交付申請書の提出	現金 340円

手続き
受付窓口

柏市保健所 動物愛護ふれあいセンター 柏市風早2-4-3 ☎ 04-7190-2828
 柏市保健所 生活衛生課 柏市柏下65-1(ウェルネス柏3F) ☎ 04-7167-1259
 柏市役所 沼南支所 柏市大島田48-1(1F) ☎ 04-7191-7392
 ※死亡届、登録内容の変更(所在地については市内での転居に限る)は「ちば電子申請サービス」や電話での受付も可能です。

すぐに
電話連絡

こんな時は、
動物愛護ふれあいセンターに
04-7190-2828

御一報
ください

飼い犬が人をかんでしまったとき

- ① 被害者に対する適切な応急処置(病院受診を含む)と新たな事故の発生を防止する措置の実施
- ② 柏市動物愛護ふれあいセンターに「咬傷届(こうしょうとどけ)」による届け出
- ③ 狂犬病の有無の確認のための獣医師による狂犬病鑑定の為の速やかな受診



獣医師により

「狂犬病予防注射の接種を控えたほうが良い」と判断されたとき

柏市動物愛護ふれあいセンターにまずはお電話ください。
 年度毎に、犬の登録台帳にその旨記載します。
 ※一度お電話をいただいた方についても、
 状況が変わらなければ毎年度お電話ください。



柏市で犬を飼うみなさまへ

犬も飼い主も
幸せに
なるために

ワンちゃん

犬がうちに やってくる!

「必ずしなければならないこと」
「必ず守らなければならないこと」

はじめて犬を飼うときに知っておきたい心構え



…災害への準備は万全に…



…登録と狂犬病予防注射を!…



…増やしすぎはダメ!…



…愛犬を悪者にしないで!…



…愛犬を迷子にしないで!…



…犬だって介護が必要に!…

柏市